



平成 21 年 12 月 29 日

各 位

世界銀行  
株式会社大和証券グループ本社

## 日本の投資家向けにグリーン世銀債を初めて発行・販売 ～最上級格付けの債券投資を通じて地球温暖化対策に寄与する画期的な手法～

このたび、世界銀行(国際復興開発銀行: IBRD、格付け:Aaa/AAA)および大和証券グループは、日本の投資家向けとしては初めてとなるグリーン世銀債の発行および販売を行うこととなりましたので、その概要についてお知らせいたします。世界銀行が発行するグリーン世銀債は、加盟国における特定の基準を満たした低炭素化事業を支援する債券であり、投資家はグリーン世銀債への投資を通じて地球温暖化問題への取り組みに寄与することができます。

世界銀行総裁のロバート・B・ゼーリックは次のように述べています。「地球温暖化問題へ対処するためには巨額の資金が必要であり、官民の協力が不可欠となっています。グリーン世銀債は、その一つの方法として重要で先駆的な試みです。日本の個人投資家の皆様がグリーン世銀債をご購入頂き、高い信用力や収益性のためだけでなく、世界中の子どもたちのためのより良い環境作りをお手伝い頂けることに深く感謝致します。」

今回の起債にあたって、その売出を大和証券グループのホールセール会社である大和証券エスエムビーシー株式会社(平成 22 年 1 月 1 日より大和証券キャピタル・マーケット株式会社に変更)が行い、同じく大和証券グループのリテール会社である大和証券株式会社が日本の個人投資家、ならびに法人投資家に販売いたします。本債券の期間は 5 年、発行通貨はニュージーランド・ドル、販売時期は平成 22 年 1 月が予定されています。

大和証券グループ本社執行役社長の鈴木茂晴は次のように述べています。「地球温暖化の影響を最初に受けるのは開発途上国であり、最も大きな影響を受けるのも開発途上国です。地球温暖化への対策を講じるのは、我々先進国の使命ともいえるでしょう。このたび、長年にわたって途



# 大和証券グループ

上国の開発支援を主導してきた世界銀行と協働で、日本では初めてとなるグリーン世銀債の取り扱いを行うことを大変嬉しく思います。大和証券グループは、今後も日本の投資家の皆様と開発途上国の方々との橋渡しとなるような金融商品の開発に尽力してまいります。」

グリーン世銀債は、世界銀行が資金拠出を行っている事業のうち、地球温暖化の要因を取り除くことを目的に、あるいは地球温暖化により引き起こされる諸問題に対処することを目的に開発途上国で実施される事業を支援するために発行されます。グリーン世銀債の対象となる事業には、代替エネルギーの導入、温室効果ガスの排出を軽減する新技術の開発支援、森林再生、河川流域管理、洪水対策などが含まれており、本債券の発行により調達された資金は、これらの事業を支援するために設けられた特別勘定に計上されます。世界銀行は、これまで 8 億 5 千万米ドル相当のグリーン世銀債をユーロ市場において発行しております。

## ■世界銀行について

1945 年に設立された IBRD (International Bank for Reconstruction and Development) は、世銀グループのうち最も歴史が長く、また単一機関としては最大の開発資金の融資機関となっています。IBRD は中所得国および信用力のある貧困国に融資、保証、および分析・助言サービスなどの非融資業務を提供し、持続可能な開発を推進することで、これらの国の貧困を削減することを目指しています。過去の融資から得られた利益は、開発活動の原資になるだけでなく、IBRD の財務の健全性を示す指標となり、IBRD が資本市場から低利で資金を調達し、借入国に緩やかな条件で融資を提供することを可能にしています。その平均貸出期間は 15~20 年(うち据置期間 5 年)で、金利は IBRD 自身の借入れコストに応じて半年ごとに変動しています。

IBRD 融資の原資は、資本市場からの借入、加盟国からの出資金、留保利益、IBRD 貸付金の回収で賄われ、そのうち市場での借入が最大の資金源となっています。また、各加盟国は出資金のごく一部を実際に払い込み、残額は世銀から請求された場合にのみ支払います。払い込み請求は IBRD が投資家に対する債務を履行することができない場合に限られ、今日まで請求されたことはありません。IBRD の理事会は 186 の加盟国を代表する 24 名の理事で構成されています。このうち 5 名は任命理事、19 名は選任理事です。日本は、1952 年に IBRD に加盟しました。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

世界銀行 東京事務所

財務局 駐日代表 有馬良行

TEL : 03-3597-6650

大和証券エスエムビーシー株式会社

経営企画部広報課 神田、新井田、井上

TEL : 03-5555-3039

株式会社大和証券グループ本社

広報部 栗原、見澤、淵ノ上、岸野

TEL : 03-5555-1165

**【手数料等およびリスクについて】**

◇手数料等の諸費用について

- ・債券をお買い付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・外貨建債券につきましては、外国証券取引口座設定申込書を取りかわし、口座管理料[通常、年間3,150円(税込)]を別途お支払いいただく必要がございます。

◇ご投資にあたってのリスク等

- ・債券の価格は金利変動等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割込むことがあります。
- ・外貨建て債券は、円換算した価値が、利金・償還金として支払われる外貨の円に対する為替水準により上下しますので、これにより投資元本を割込むことがあります。
- ・債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割込むことがあります。

◇ご投資にあたっての留意点

- ・商品毎に手数料など諸費用およびリスク等は異なりますので、契約締結前交付書面、目論見書等をよくお読み下さい。

商号等：大和証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、

社団法人金融先物取引業協会

**大和証券**  
Daiwa Securities

広告等における表示事項

(金融商品取引法第37条に基づく表示事項)

本書面と一緒にご提供いたします各資料に記載した情報に基づき弊社とお取引いただく場合は、次の事項に十分ご注意ください。

- ・ お取引にあたっては、商品の購入対価の他に、個々のお取引ごとに、あらかじめお客様と弊社との間で決定した売買手数料<sup>(注)</sup>をいただきます。また、購入対価に含まれる場合や手数料をいただかないお取引もありますので、お取引の都度、ご確認ください。なお、非居住者のお客様につきましては、有価証券をお預かりする場合には、最大で1年間に2百万円(税込)の常任代理人手数料をいただく場合があります。
- ・ デリバティブ取引や信用取引等の場合、あらかじめお客様と弊社との間で決定した担保や委託保証金を差し入れていただく場合があります。その場合、お取引の額は、通常、差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回ります。
- ・ 金利水準、為替相場、株式相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い、金融商品の市場価格が変動すること等によって、損失が生じるおそれがあります。また、お取引の内容によっては、損失の額が差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・ 弊社がご案内する店頭デリバティブ取引の売付け価格等と買付け価格等には差がある場合があります。
- ・ 金融商品の経理、税務処理については、事前に監査法人等の専門家に十分にご確認ください。

(注) 売買手数料の額は、その時々々の市場状況や個々のお取引の内容等に応じて、お客様と弊社との間で決定しますので、本書面上にその額をあらかじめ記載することはできません。

なお、実際のお取引にあたっては、必ず契約締結前交付書面等をよくお読みになり、お客様のご判断と責任に基づいてご契約ください。

商号等： 大和証券エスエムビーシー株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第109号

加入協会： 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

**大和証券SMBC**  
Daiwa Securities SMBC